

# 議会運営委員会

令和3年7月15日  
委員会室

## 1 開会

## 2 協議事項

(1) 会議室の開放（学習用）実施要領（案）について

(2) 議会関係例規の見直しについて

ア 西脇市議会基本条例第20条の改正の可否

イ 西脇市議会基本条例（解説付）第4条関係の修正  
特別委員会に関する規定の整理

ウ 西脇市議会課題懇談会実施要綱の改正

（ア）開催時期等・出席者 議運→議運を含む常任委員会の判断

ヘ

（イ）結果の報告先 議運→議員協

（ウ）報告書の公表 議運で判断→原則公表

エ 西脇市議会運営先例事項の改正

委員会提出議案の規定の追加と討論ほか

(3) 議員研修（監査）について

ア 日時 令和3年8月19日（木）午前9時30分～11時まで

イ 場所 委員会室

ウ 対象 議員及び関係職員

エ 講師 関西学院大学大学院経営戦略研究科 石原俊彦教授

(4) 新型コロナウィルス感染症に係る議会の対応について

(5) その他

## 3 その他

## 会議室の開放（学習用）実施要領（案）

### 1 楽 旨

夏季休業期間中の学生等に対する自主学習スペースの提供と議会をより身近に感じてもらうことを目的に実施する会議室の開放について必要な事項を定めるものとする。

### 2 実施時期等

令和3年7月21日（水）から8月31日（火）まで（土日・祝日を除く。）  
午前9時から午後5時まで（会議室の利用予定がない時間帯に限る。）

### 3 対象者

中学生以上の生徒、学生

### 4 実施場所

市議会 会議室（市庁舎西棟 228会議室）

### 5 定員

10人

### 6 利用ルール

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策の徹底（マスク着用、手指消毒等）を図ること。
- (2) 飲食は禁止（水分補給用のペットボトル等の持込み可）とする。
- (3) 私語や携帯電話の使用等、他の人に迷惑をかけないこと。
- (4) 貴重品の管理は各自で行うこと。（自己責任）
- (5) 椅子、机等の備品は丁寧に取扱うこと。
- (6) ゴミは各自で持ち帰ること。
- (7) 会議室以外の部屋へは入室しないこと。

### 7 周知方法

- (1) 防災行政無線
- (2) 市議会フェイスブックページ  
(1週間の利用可能日をその前週にお知らせし、変更が生じた場合は、  
その都度更新する。)
- (3) みらいえ及びドウジアムの学習室、オリナスラウンジへの案内掲示
- (4) 議会だより8月発行分への記事掲載

### 8 その他

- (1) 議員控室は施錠し、使用時ののみ開錠する。  
(控室の鍵は事務局内の出退勤表示板の隣に保管する。)
- (2) ロープパーティションを配置し、各諸室への立入りを制限する。  
(議場は、扉を開けてパーティションを配置する。)

## 議会関係条例規の見直しについて

### 1 西脇市議会基本条例第20条の改正の可否 (部分の考え方)

#### (議場等の開放)

第20条 議会は、原則として年2回以上、市民に対して議場等を開放し、より親しみのある議会を目指すものとする。

- (1) 引き続き、広報広聴特別委員会で検討
- (2) 改正不要 → あくまで原則なので、改正不要
- (3) 改正必要 → 回数規定を削り、回数にとらわれない規定に改正する。

#### (議場等の開放)

第20条 議会は、市民に対して議場等を開放し、より親しみのある議会を目指すものとする。

### 2 西脇市議会基本条例（解説付）第4条（委員会の活動原則）関係の修正

特別委員会に関する規定の整理→→4項の下線部分削除

#### (4条解説)

1 (略)

2 常任委員会は現在、総務産業、文教民生、予算の3委員会を設置しており、議員は、総務産業、文教民生常任委員会のいずれかに所属することとしています。～(略)～また、予算及びこれに関する事項を所管し、議長を除く15人で構成する予算常任委員会も設置しています。(定数15人)

3 議会運営委員会は、議会運営に関する事項や、議会の条例、会議規則等に関する事項を所管しています。委員定数は議会の議決により定めます。

4 特別委員会は、特定の事件を審査するため、議会の議決により設置する委員会で、委員定数は議決により定めます。

なお、本市では議会広報広聴特別委員会、市庁舎等建設に関する特別委員会及び議員定数調査特別委員会を設置しています。

5 委員会は、それぞれの権限に属する機能を充実させ、発揮しなければならないことを規定しています。～(略)～市政の特定事務を調査し、条例の提案、施策の提言等の成果を挙げるなど、積極的な活動を行うことを意識付けする規定としています。

※1 で西脇市議会基本条例第20条を改正する場合は、第20条の解説中の条文改正要

### 3 西脇市議会課題懇談会実施要綱の改正

#### (1) 改正理由

現行の運用に合わせるため。

#### (2) 改正概要

ア 開催時期等・出席者 議運 → 議運を含む常任委員会判断へシフト

イ 結果の報告先 議運 → 議員協

ウ 報告書の公表 議運で判断 → 原則公表

#### (3) その他

新旧対照表のとおり

#### 4 西脇市議会運営先例事項の改正

##### (1) 改正理由

前回の議運決定内容を先例事項として明示するため。

##### (2) 改正概要

ア 質疑・討論に関する規定の整理

イ 委員会提出議案の規定の追加

##### (3) その他

新旧対照表のとおり

## 西脇市議会課題懇談会実施要綱の一部を改正する要綱

西脇市議会課題懇談会実施要綱の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

	改	正	後	改	正	前
(開催時期等)				(開催時期等)		
第2条 課題懇談会は、議員から議長に開催の申出があつた場合又は団体等から議長に開催の申出があつた場合において、所管の委員会（常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会をいう。以下同じ。）が審査し、必要と認めめたときに開催する。	2 前項の申出又は申込みに定める場合は、議員から議長に開催の申出があつた場合において、所管の委員会（常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会をいう。以下同じ。）が審査し、必要と認めめたときに開催する。	2 前項の申出又は申込みに定めることは、議員から議長に開催の申出があつた場合において、所管の委員会（常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会をいう。以下同じ。）が審査し、必要と認めめたときに開催する。				
3 第1項に定める場合は、議員が必要と認めある場合に開催することとする。	3 第1項に定める場合は、議員が必要と認めある場合は、議員が必要と認めある場合に開催することとする。					
4 課題懇談会の開催場所は、議員が必要と認めある場合は、議員が必要と認めある場合に開催することとする。	4 課題懇談会の開催場所は、議員が必要と認めある場合は、議員が必要と認めある場合に開催することとする。	4 課題懇談会の開催場所は、議員が必要と認めある場合は、議員が必要と認めある場合に開催することとする。	4 課題懇談会の開催場所は、議員が必要と認めある場合は、議員が必要と認めある場合に開催することとする。	4 課題懇談会の開催場所は、議員が必要と認めある場合は、議員が必要と認めある場合に開催することとする。	4 課題懇談会の開催場所は、議員が必要と認めある場合は、議員が必要と認めある場合に開催することとする。	4 課題懇談会の開催場所は、議員が必要と認めある場合は、議員が必要と認めある場合に開催することとする。
5 (出席者)				(出席者)		
第4条 課題懇談会の出席者は、次に定めるとおりとする。	(1) 所管の委員会を基本とし、所管の委員会以外の委員会所属議員からも選出を希望するものとする。					
	(2) 前号で出席を希望する所管以外の委員会所属議員は、議員が必要と認めある場合は、議員が必要と認めある場合に開催することとする。					
	(3) 団体等から議員が出席するものとする。	(3) 团体等から議員が出席するものとする。				
	(役割分担)			(役割分担)		
第5条 課題懇談会における司会進行、記録者等の役割分担は、所管の委員会において決定する。	2 前項の出席者は、議員が必要と認めある場合は、議員が必要と認めある場合に開催することとする。					
(結果報告及び公表)				(結果報告及び公表)		
第7条 課題懇談会を終了したときは、記録者が速やかに議長に報告書を提出した後、議員協議会において報告しなければならない。	2 前項の報告書は、ホームページ及び議会だよりで公表するものとする。					
	2 市長は市長に送付するものとともに、重要なものは市長に送付するものとする。					

附 則（令和3年7月15日 議会運営委員会）

この要綱は、令和3年8月〇日から施行する。

西脇市議会運営先例事項 新旧対照表

	改	正	後	改	正	前
1 会議関係						
(9) 議員提出議案の取扱いについて						
ア 委員会（議員全員）からのものについては、朗読をもつて、提案説明、付託を省略する。ただし、条例等団体意思の決定となるものは、提案説明は省略せず、提出者が行うものとする。						
イ 議員によるものについては、提案説明、質疑、委員会付託を行いうものとする。 議員提出議案に対する質疑及び討論の取扱いについては、別表に定めるところによる。						
(9) 議員提出議案の取扱いについて						
ア 委員会（議員全員）からるものについては、朗読をもつて、提案説明、付託を省略する。ただし、条例等団体意思の決定となる議員提出議案が議員提出された場合、議員によるものについては、提案説明、質疑、委員会付託を行うものとする。 イ 提案説明は、提出者が行うものとする。 ア イ 提案説明は、提出者が行うものとする。						
ウ 議員提出議案に対する質疑及び討論の取扱いについては、別表に定めるところによる。						
(9) 委員会提出議案の取扱いについて						
ア 委員会提出議案については、朗読をもつて、提案説明、付託を省略する。ただし、条例等団体意思の決定となるもの及び會議規則の改正については、提案説明は省略せず、提出者が行うものとする。						
イ 委員会提出議案に対する質疑及び討論の取扱いについては、別表に定めるところによる。						
3 委員会関係						
(7) 委員会提出議案について						
ア 委員会提出議案は、諸願に係る意見書等にあっては、全員一致、賛成多数の別に関わらず、委員会の決定により、委員発議の意見書等にあつては、全員一致の場合に限り、これを提出する。						

別表（第1項第9号、9号の2関係）  
質疑・討論の取扱い

(新設)

	質 疑		討 論	
	委員長	所管委員会構成員	左以外	委員長
議員提出議案	可※ <sub>1</sub>	可※ <sub>1</sub>	可※ <sub>1</sub>	可※ <sub>2</sub>
諸願採択に伴う意見書等の委員会提出議案	不可	不可	可	可※ <sub>3</sub>
委員発議による委員会提出議案	不可	不可	可	不可

※<sub>1</sub> 提出者及び賛成者である場合を除き可能※<sub>2</sub> 提出者である場合を除き賛成・反対いずれも可能

※<sub>3</sub> 委員会の採決が賛成多数の場合（委員長のみ反対の場合は、委員会の進行を副委員長と交代したうえで、委員長の反対討論必要）のみ、反対討論は可能

※<sub>4</sub> 委員会の採決が賛成多数の場合のみ、反対討論は可能（賛成討論は控える）